別表第二

記載すべき事項			発電用原子炉施設の種類
一般記載事項	設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）	添付書類（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）	
［略］	［略］	［略］	各発電用原子炉施設に共通

別表第二

記載すべき事項			発電用原子炉施設の種類
一般記載事項	設備別記載事項（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）	添付書類（認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。）	
［略］	［略］	［略］	各発電用原子炉施設に共通

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別表第二（研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
目次	目次
第一章　総則（第一条―第三条の二）	第一章　総則（第一条―第三条）
［略］	［略］

（廃止措置中の発電用原子炉施設）

第三条の二　法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた場合には、当該認可に係る廃止措置計画（法第四十三条の三の三十三第三項において準用する法第十二条の六第三項又は同条第五項の規定による変更の認可又は届出があったときは、その変更後のもの。以下この条において同じ。）で定める性能維持施設（研開炉規則第百十一条第一項第六号の性能維持施設をいう。）については、第二章及び第三章の規定にかかわらず、当該認可に係る廃止措置計画に定めるところにより、当該施設を維持しなければならない。

［条を加える。］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

告示

○総務省告示第百三十九号

地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の三第十項の規定に基づき、平成二十九年度地方債同意等基準を次のように定めたので、同項の規定により公表する。

平成二十九年四月三日

総務大臣　山本　早苗

第一　総括的事項

一　地方債同意等基準の策定方針等

1　地方債同意等基準は、地方財政法（昭和23年法律第109号。以下「地財法」という。）第5条の3第10項の規定に基づき、地方公共団体の自主性及び自立性を高めるとともに、その運用の公正・透明性の確保を図る観点から、定めるものとする。

2　平成29年度の地方債の同意又は許可（以下「同意等」という。）は、平成29年度地方債計画の事業別計画額を基準として行うものとする。

また、地方債の資金に関しては、公的資金は民間資金の補完であることを基本とし、各資金及び事業の性格、事業量並びに地方公共団体の資金調達能力、財政状況及び財政運営の健全性等を踏まえた適切かつ柔軟な資金配分を行うものとする。

二　地方債協議等のスケジュール等

1　地方財政法施行令（昭和23年政令第267号。以下「地財令」という。）第2条第1項第1号に掲げる地方公共団体の地方債の協議又は許可申請（以下「協議等」という。）に係る同条第2項若しくは地財令第21条第2項に規定する総務大臣が定める期間又は地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号。以下「健全化令」という。）第14条第1項に規定する総務大臣が定める期間は、原則として、通常の場合の協議等にあっては9月までの間で総務大臣が定める日まで、国の補正予算等による地方負担額の増その他事業費の増等に伴う追加の協議等にあっては当該年度末までの間で総務大臣が定める日までの期間とする。

また、民間等資金債（市場公募債及び銀行等引受債をいう。以下同じ。）の上半期発行等のため、早期の同意等を要する場合には、別に定めるところにより、当該地方債の発行に支障を来さないよう早期の協議等を行うものとする。